

---

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

---

日証協 平成 20 年 9 月 16 日

---

本協会では、本年 9 月 16 日の自主規制会議において、「外国証券の取引に関する規則」を一部改正した。

「外国証券の取引に関する規則」第 21 条（外国投資信託受益証券の選別基準）及び第 22 条（外国投資証券の選別基準）については、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を日本国内で公募するにあたり、国内発行の投資信託受益証券及び投資証券と同等の規制を課すことを目的として制定されている。

今般、同規則第 21 条及び第 22 条について、「投資信託及び投資法人に関する法律」との平仄を合わせるため、所要の改正を行ったものである。

本規則改正は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

ただし、この改正規定施行の日前に第 23 条に規定する「外国投資信託証券取扱届出書」の提出があった外国投資信託受益証券及び外国投資証券については、改正前の第 21 条第 8 号及び第 22 条第 6 号の規定を適用する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

# 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 9 月 16 日  
日本証券業協会

## 1．改正の趣旨

「外国証券の取引に関する規則」第 21 条（外国投資信託受益証券の選別基準）及び第 22 条（外国投資証券の選別基準）については、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を日本国内で公募するにあたり、国内発行の投資信託受益証券及び投資証券と同等の規制を課すことを目的として制定されている。

今般、同規則第 21 条及び第 22 条について、「投資信託及び投資法人に関する法律」との平仄を合わせるため、所要の改正を行うこととする。

## 2．改正の骨子

(1) 外国投資信託受益証券の同一法人の株式の取得制限に関する基準を「1 発行会社の発行済総株数の 50% を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと」から「1 発行会社の議決権の総数の 50% を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと」に変更する。

（第 21 条第 8 号）

(2) 外国投資証券の同一法人の株式の取得制限に関する基準を「1 発行会社の発行済総株数の 50% を超えて当該発行会社の株式を取得するものでないこと」から「1 発行会社の議決権の総数の 50% を超えて当該発行会社の株式を取得するものでないこと」に変更する。

（第 22 条第 6 号）

## 3．実施の時期

本改正は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

ただし、この改正規定施行の日前に第 23 条に規定する「外国投資信託証券取扱届出書」の提出があった外国投資信託受益証券及び外国投資証券については、改正前の第 21 条第 8 号及び第 22 条第 6 号の規定を適用する。

以 上

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 9 月 16 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<b>外国証券の取引に関する規則</b>	<b>外国証券の取引に関する規則</b>
<b>第 3 章 外国投資信託証券の販売等</b>	<b>第 3 章 外国投資信託証券の販売等</b>
( 外国投資信託受益証券の選別基準 )	( 外国投資信託受益証券の選別基準 )
<b>第21条</b> 外国投資信託受益証券（オープン・エンド型に限り、外国 E T F を除く。以下、この条において同じ。）の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。	<b>第21条</b> ( 省 略 )
1	1
ゝ ( 現行どおり )	ゝ ( 省 略 )
7	7
8 同一法人の株式の取得制限 管理会社が運用を行う外国投資信託受益証券の全体において、1 発行会社の議決権（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条第 1 号に規定する議決権をいう。以下同じ。）の総数の 50% を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと。この場合における百分率の計算は、買付時点基準若しくは時価基準によるものとする（以下本条及び次条において同じ。）	8 同一法人の株式の取得制限 管理会社が運用を行う外国投資信託受益証券の全体において、1 発行会社の発行済総株数の 50% を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと。この場合における百分率の計算は、買付時点基準若しくは時価基準によるものとする（以下本条及び次条において同じ。）
9	9
ゝ ( 現行どおり )	ゝ ( 省 略 )
14	14
( 外国投資証券の選別基準 )	( 外国投資証券の選別基準 )
<b>第22条</b> 外国投資証券（オープン・エンド型の外国投資証券に限り、外国 E T F を除く。以下、この条において同じ。）の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。	<b>第22条</b> ( 省 略 )
1	1
ゝ ( 現行どおり )	ゝ ( 省 略 )
5	5
6 同一法人の株式の取得制限 外国投資法人が、1 発行会社の議決権の総数の 50% を超えて当該発行会社の株式を取得するものでないこと。	6 同一法人の株式の取得制限 外国投資法人が、1 発行会社の発行済総株数の 50% を超えて当該発行会社の株式を取得するものでないこと。
7	7
ゝ ( 現行どおり )	ゝ ( 省 略 )
12	12

新	旧
<p data-bbox="411 230 560 264" style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p data-bbox="204 304 778 338">この改正は、平成20年10月1日から施行する。</p> <p data-bbox="177 342 802 517">ただし、この改正規定施行の日前に第23条に規定する「外国投資信託証券取扱届出書」の提出があった外国投資信託受益証券及び外国投資証券については、改正前の第21条第8号及び第22条第6号の規定を適用する。</p>	